

# 国際教養大学大学経営会議規程

平成 16 年 4 月 1 日  
大学経営会議決定  
規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学定款（以下「定款」という。）第 1 3 条第 1 項に規定する大学経営会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第 2 条 大学経営会議の開催は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回の開催を原則とする。

3 臨時会は、定款第 1 4 条第 2 項に定める要求があった場合又は定款第 1 6 条第 1 項に定める審議事項が生じた場合に開催する。

第 3 条 定例会の招集は、招集日の 1 0 日前までに理事長が行う。ただし、緊急の場合にあってはその限りではない。

2 招集に際しては、あらかじめ議題を明示するものとする。

3 臨時会の招集については、前 2 項を準用する。

4 大学経営会議の招集に当たっては、あらかじめ監事に通知するものとする。

5 大学経営会議の議題が定款第 1 6 条第 2 項に該当する場合は、あらかじめ教育研究会議に対して意見を求める旨を通知するものとする。

(運営)

第 4 条 大学経営会議は、構成員の過半数が出席した場合に成立する。なお、委任状による出席を認める。

2 大学経営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 大学経営会議の議事録は、大学事務局において作成し、あらかじめ議長が指名した議事録署名人が署名するものとする。

4 大学経営会議の審議結果は、速やかに監事及び教育研究会議に通知するものとする。ただし、人事等で公表を控えるべきと判断された事項については、この限りではない。

5 議長は、必要に応じ外部有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(構成員の業務)

第 5 条 大学経営会議に執行責任者を置き、理事及び定款第 1 3 条第 2 項で定める大学経営会議の議を経て理事長が指名する者の中から、理事長が指名する者をもって充てる。

2 執行責任者は、理事長の不在時又はあらかじめ理事長から委任を受けた事項についてその職務を代行する。

3 構成員は、前 2 項のほか理事長が別に定める業務をそれぞれ担当する。

- 4 前項の業務を執行するに当たっては、理事長、執行責任者及び担当者が協議して、これを行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。